



島根県報

平成31年4月16日（火）

第3,100号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（　　"　　）	3
保安林の指定の解除	（　　"　　）	3
補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示	（観光振興課）	4
補助金等交付規則第3条の規定により島根県中小企業制度融資利子補給金の交付の対象等を定める告示	（中小企業課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（5件）	（　　"　　）	6
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	18

【特定調達公告】

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約の相手方等	（広 報 室）	18
-------------------------------------	---------	----

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		19
---------------------	--	----

告 示**島根県告示第268号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成31年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 ねむの木福祉会	リズム内中原2号館	松江市内中原町320-17	平成31年 4 月 1 日
特定非営利活動法人 療育センター燦々	児童発達支援事業所ひまわり	出雲市平田町中ノ島7377	平成31年 4 月 1 日
合同会社 花麗	くまろーずスポーツ	出雲市湖陵町大池482	平成31年 4 月 1 日
合同会社 R o b s e	放課後等デイサービス つくつく	出雲市今市町134-4	平成31年 4 月 1 日
社会医療法人 正光会	キラキラ倶楽部	益田市高津四丁目24番10号	平成31年 4 月 1 日

島根県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、静間川沿岸土地改良区の定款変更を平成31年 4 月 9 日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第270号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町大馬木2358-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥出雲町大馬木2358-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第271号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第272号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松江市東出雲町須田字畑ケ尻1796-84
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第273号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成29年島根県告示第254号）は、廃止する。

平成31年 4月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金等の名称
外国人観光客誘致事業補助金
- 2 交付の目的
外国人観光客の誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客の誘致のための基盤づくりを通じて外国人観光客の誘致を推進し、県の観光振興に資することを目的とする。
- 3 交付の対象となる事業、交付の対象者、補助対象経費、交付の率及び限度額

対象事業	交付の対象者（事業実施主体）	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
(1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業	(1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) (1)の事業者により構成される団体等	(1) 情報発信ツールの整備に要する経費（情報発信ツールは、パンフレット、ホームページ等自社の情報を発信するものとし、新規に整備する場合に限る。）	2分の1	500千円
		(2) 施設整備に要する経費 (3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費		
		(5) 海外へのプロモーションに要する経費 (6) 先進地事例研究に要する経費	2分の1	200千円
(2) 輸出物品販売場（免税店）整備事業	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に限る。以下同じ。）であって、島根県内に事業所を有し、輸出物品販売許可を受けたもの又は受ける予定のもの	店舗改装等の施設設備の整備に要する経費	2分の1	500千円

(3) 県内の観光エリアへの公衆無線LAN整備事業	民間事業者により構成される組合等	公衆無線LAN整備に要する次の経費 ア 無線LANルーター等機器購入経費 イ 設置工事費	2分の1	事業実施主体当たり500千円
(4) 公衆トイレの整備事業	市町村、観光協会、広域観光団体等	工事費（用地費、補償費及び事務費を除く。）、調査・設計委託費	3分の1以内	2,000千円 ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りでない。
(5) 主要な観光地であって、施設等の整備の必要性が高く、知事が特に認める事業				

注1 対象事業(1)の補助対象経費については、次のとおりとする。

ア (5)の海外へのプロモーションに要する経費を申請する場合は、プロモーションに係る資料等が整備されていること。また、旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は訪問国数に50千円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

なお、プロモーションの対象とする地域は、知事が必要と認める地域とし、同一の事業実施主体による申請については、年度内の申請回数の上限は4回と、交付の限度額は合算して200千円とする。

イ (6)の先進地事例研究に要する経費に係る旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は50千円のいずれか低い額とする。

- 2 対象事業(4)及び(5)は、補助対象経費が1,000千円以上の事業を対象とする。
- 3 同一の事業実施主体が複数の補助事業を行う場合の交付の限度額は、補助対象経費の各々の交付の限度額を超えない範囲内において、合算して500千円までとする。

島根県告示第274号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県中小企業制度融資利子補給金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成31年 4月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県中小企業制度融資利子補給金

2 交付の目的

生産性向上に資する設備投資を行う小規模企業者に対し利子補給金を交付することにより、設備投資の促進を図り、もって小規模企業者の施設・設備の近代化、経営の合理化等に寄与することを目的とする。

3 交付の対象資金及び対象者、設備投資の対象となる資金使途、利子補給率並びに利子補給期間

対象資金	対象者	利子補給の対象となる資金使途	利子補給率	利子補給期間
島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）に定める資金であって、次に掲げるもの	対象資金の融資を受けた者であって、生産性向上に資する設	(1) 設備資金 (2) 運転資金（設備導入に付随する物品購	年0.50パーセント	3年以内

(1) 小規模企業特別資金	備投資を行うもの	入費、諸経費等に限		
(2) 小規模企業育成資金		る。)		

4 利子補給金の交付の額

対象支払利息金額（交付の対象者が取扱金融機関に支払う利息金額に、当該対象者が融資を受けた資金の額に対する設備投資の額の割合を乗じて得た額をいう。）を融資利率で除して得た額に利子補給率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

島根県告示第275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	富川 俊昭	
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹	平成30年6月8日退店
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木束地 実	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
(株) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26号	平野 一貴	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ノジマ	神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号	野島 廣司	平成30年7月1日退店
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	

フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	廣村 昌弘	
藤久 (株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号	矢野 靖二	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目 6 - 26	新垣 純	
大栄電通 (株)	福岡県久留米市長門石二丁目 2 - 23	大森 康一郎	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号	山西 泰明	
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊昭	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番13号	丸山 雅史	平成30年10月 1 日名称変更
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地 3	木束地 実	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目 7 番31号	水江 充	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
(株) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26号	平野 一貴	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の 1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目 1 番10号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	高山 昭一	平成30年 7 月 16 日代表者変更
藤久 (株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号	矢野 靖二	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目 6 - 26	新垣 純	
大栄電通 (株)	福岡県久留米市長門石二丁目 2 - 23	大森 康一郎	
アイ・ティー・エックス (株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 3 号	野島 廣司	平成30年 7 月 1 日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成31年 4 月 3 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課 (浜田市殿町 1 番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地	廣村 昌弘	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616番地	布野 昇平	平成31年 3 月 7 日退店
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺井 秀藏	平成30年 4 月 17 日退店
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
(株) s n y g g	福岡県福岡市中央区大名一丁目11番15号	渡邊 功一	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3-13	丸山 朝	
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉竹 英典	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1番23-102号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
(株) BANKANわものや	埼玉県上尾市宮本町4番2号	形部 幸裕	

(株) プレジャーゾーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	田中 秀男	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ポム	島根県出雲市姫原二丁目215番地5-1304	南 秀子	
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	
(株) ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上田 稔夫	
藤久(株)	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
トリンプ・インターナショナル・ジャパン(株)	東京都中央区築地五丁目6番4号	土井 健人	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) アイジーエー	福井県越前市矢放町第13号8番地の9	五十嵐 義和	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 勇二	
(株) ニコル	東京都渋谷区東一丁目32番12号	木野村 尚孝	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11-1	川崎 純平	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市今市北本町三丁目4番地9	岩田 理美	
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株) タオル美術館	東京都港区白金台三丁目19-1	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田 信夫	
(株) チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2-3	田中 義章	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
ゼビオ(株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	
アスカ(株)	広島県広島市中区八丁堀4番1号	伊藤 弘人	
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治 伸隆	
(株) ノジマ	神奈川県相模市中央区横山一丁目1番1号	野島 廣司	平成30年7月1日退店
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子	
(株) ジュー	山口県山口市佐山717番地1	柚木 治	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) ナルミヤ・インターナ	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井 稔晃	

シヨナル			
(株) ワールドリビングスタイル	東京都目黒区中目黒一丁目 8 番 1 号	西川 信一	平成30年 7 月 1 日退店
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目 6 -26	新垣 純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番地 7 号	五十嵐 祥剛	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地 2	湖中 謙介	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目 4 番 1 号	小野 行由	
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番 5 号	金山 元一	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目 1 番27号	福田 三千男	
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江 宣敏	
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地 4	田中 仁	
(株) ALO	大阪府大阪市中央区南船場三丁目10番 3 号	矢野 博丈	
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神氷1577- 1	—	
(株) 赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南本町三丁目 3 番21号	佐藤 好潔	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号	山西 泰明	
フジパンストア (株)	愛知県名古屋市中区瑞穂区松園町一丁目50番地	高山 昭一	平成30年 7 月 16 日代表者変更
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地 8	北脇 明男	
(株) s n y g g	福岡県福岡市中央区大名一丁目11番15号	渡邊 功一	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目 3 -13	丸山 朝	平成30年10月 1 日名称変更
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目 2 番 1 号	寺脇 栄一	平成30年 5 月 22 日代表者変更
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町 1 番23-102号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
(株) BANKANわものや	埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号	形部 幸裕	
(株) プレジャージーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目 4 番 8 号	田中 秀男	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目 2 番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ポム	島根県出雲市姫原二丁目215番地 5 -1304	南 秀子	
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	

(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	
(株) ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60-7	上田 稔夫	
藤久(株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
トリンプ・インターナショナル・ジャパン(株)	東京都中央区築地五丁目6番4号	ヴァンサン・ネリアス	平成30年4月27日代表者変更
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) アイジーエー	福井県越前市矢放町第13号8番地の9	五十嵐 義和	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 成二	平成31年3月1日代表者変更
(株) ニコル	東京都渋谷区東一丁目32番12号	木野村 尚孝	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11-1	川崎 純平	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市今市北本町三丁目4番地9	岩田 理美	
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株) タオル美術館	東京都港区白金台三丁目19-1	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田 信夫	
(株) チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2-3	田中 義章	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
ゼビオ(株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	
アスカ(株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	平成31年2月4日住所変更
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治 伸隆	
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子	
(株) ジーユー	山口県山口市佐山717番地1	柚木 治	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井 稔晃	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣 純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番地7号	五十嵐 祥剛	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目1番5号	小野 行由	平成31年2月1日

ヨナル			日住所変更
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山 元一	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江 宣敏	
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁	
(株) ALO	大阪府大阪市中央区南船場三丁目10番3号	矢野 博丈	
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神氷1577-1	—	
(株) 赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番21号	佐藤 好潔	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
アイ・ティー・エックス(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号	野島 廣司	平成30年7月1日入店
(株) ワンズテラス	東京都目黒区北青山三一丁目5番10号	西川 信一	平成30年7月1日入店
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	長元 明	平成30年4月17日入店
(株) アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	円山 誠一	平成30年4月17日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成31年4月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第277号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 4月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広	
(株) 不二家	東京都文京区大塚二丁目15番6号	櫻井 康文	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番15号	中須賀 賢一	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 司	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広	平成30年12月1日住所変更
(株) 不二家	東京都文京区大塚二丁目15番6号	櫻井 康文	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番15号	中須賀 賢一	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 司	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成31年 4 月 3 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木束地 実	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ちづる	広島県広島市東区若草町10番12号	森 啓輔	
(株) ハニーズホールディン	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	

グス			
(株) ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) ヒロコーポレーション	福岡県福岡市東区多の津一丁目11番7号	井上 恭枝	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白土 孝	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
藤久(株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正	
(株) はるやまホールディングス	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
グス			
(株) イエローハット	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号	堀江 康生	
(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	後藤 達也	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木東地 実	
エステールホールディングス(株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	平成30年10月1日名称変更
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ちづる	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15	森 啓輔	平成30年7月12日住所変更
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) ヒロコーポレーション	福岡県福岡市東区多の津一丁目11番7号	井上 恭枝	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北原 久巳	平成31年3月1日代表者変更
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
藤久(株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正	
(株) はるやまホールディングス	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
グス			
(株) イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生	平成30年6月22日住所変更
(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広	平成30年12月1日住所変更
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	後藤 達也	

(4) 変更の年月日

上記小売業一覧表のとおり

2 届出年月日

平成31年 4 月 3 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社江津グリーンモール 代表取締役 野間 智 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
イズミ・フード・サービス (株)	広島県広島市西区商工センター2-3-1	松田 高邦	平成30年7月2日退店
佐々木 篤郎	島根県江津市和木町416-5	—	
森山 正	島根県江津市嘉久志町2289-7	—	
(株) モーツアルト	広島県広島市中区堀川町5-2	田上 友康	

フジパンストアー (株)	愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地	廣村 昌弘	
(有) 肉のこごし	島根県江津市江津町908番地19	小越 亨	
(株) 山藤薬局	島根県江津市二宮町神主ハ216-5	山藤 法子	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) グッドアイ	広島県広島市佐伯区五日市町昭和台35-6	山寄 隆治	
(株) アクシス	福岡県北九州市戸畑区三六町14番12号	芳野 直人	
三和ガス (株)	島根県江津市都野津町2276番地	山根 兼三郎	平成30年12月31日退店
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩井一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) きもの処あおき	島根県江津市嘉久志町2306番地30	青木 一代	
高谷 (株)	岡山県岡山市北区問屋町21番地101	近常 晃州	
(有) ハイカランド	島根県大田市大田町大田イ380番地1	山崎 もとみ	
(有) 泉文盛堂	島根県江津市江津町1517番地	松浦 元則	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神氷2535-2	松本 昌之	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
佐々木 篤郎	島根県江津市和木町416-5	-	
森山 正	島根県江津市嘉久志町2289-7	-	
(株) モーツアルト	広島県広島市中区堀川町5番2号	田上 友康	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地	廣村 昌弘	
(有) 肉のこごし	島根県江津市江津町908番地19	小越 亨	
(株) 山藤薬局	島根県江津市二宮町神主ハ216番地5	山藤 法子	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) グッドアイ	広島県広島市佐伯区五日市町昭和台35-6	山寄 隆治	
(株) アクシス	福岡県北九州市戸畑区三六町14番12号	芳野 直人	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩井一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) きもの処あおき	島根県江津市嘉久志町2306番地30	青木 一代	
高谷 (株)	岡山県岡山市北区問屋町21番地101	近常 晃州	
(有) ハイカラド	島根県大田市大田町大田イ380-1	山崎 もとみ	名称錯誤
(有) 泉文盛堂	島根県江津市江津町1517番地	松浦 元則	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神氷2535番地2	松本 昌之	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成31年4月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課（江津市江津町1525番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第280号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成29年度～30年度	7枚	1冊	邑生③	平成31年 4 月 8 日
松江市	平成29年度～30年度	6枚	2冊	東忌部⑭西忌部①	平成31年 4 月 8 日
浜田市	平成28年度～30年度	11枚	1冊	長浜町 4	平成31年 4 月 8 日
浜田市	平成28年度～30年度	39枚	1冊	黒川町 3	平成31年 4 月 8 日
浜田市	平成28年度～30年度	15枚	1冊	木都賀⑦	平成31年 4 月 8 日
飯南町	平成26年度～29年度	48枚	1冊	八神 5	平成31年 4 月 8 日
邑南町	平成28年度～30年度	23枚	1冊	日和 6	平成31年 4 月 8 日
邑南町	平成28年度～30年度	54枚	1冊	井原 4	平成31年 4 月 8 日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、公告する。

平成31年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県広報部広報室 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地
- 5 随意契約に係る契約金額
54,597,664円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成31年4月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム諏訪苑	海士町大字海士3964	平成31年4月7日